

一般社団法人日本看護倫理学会 令和8年度 研究助成募集要項

1. 目的

一般社団法人日本看護倫理学会の事業の一環として、看護倫理の知を創造し、看護の実践における倫理的活動に寄与する研究を推進することを目的とする。

2. 研究助成の対象

申請者（研究代表者）は本会員であること。

3. 研究課題

研究内容は、看護倫理に関する研究課題であり、同一の研究課題に対して他機関からの研究助成を受けていないこと。

4. 研究期間

研究期間は2年間とする。

5. 研究助成額

研究1題について原則10～30万円を支給する。新規研究助成は単年度に原則4～5題程度とし、研究助成の総額は100万円以内とする。

6. 応募方法

研究助成申請書・研究計画書(様式1と様式2)に必要事項を記載し、日本看護倫理学会 学術活動推進委員会宛に提出する。なお、申請書等(様式1と様式2)は学会ホームページからダウンロードする。申請書等は、メール添付で学会宛送付する。送付先アドレスや募集期間等については、学会ホームページにて告知する。

7. 選考及び助成の決定

選考は、本会学術活動推進委員会が行い、理事会の承認を得て決定する。その後、採択の可否を申請者に通知し、採択された申請者氏名を学会ホームページで公開する。

8. 研究助成金の執行

研究助成金の用途は、研究活動に必要な旅費、人件費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、学会参加費などとする。備品費(PC、タブレット等)は認めない。研究助成金の執行は研究期間内とする。研究代表者は、所定の期日までに研究を終了して会計報告書を作成する。会計報告は、後述する研究成果報告書にて領収書とともに提出する。

9. 研究支援

採択された研究について助言を行うことがある。

10. 研究進捗状況の報告

研究代表者は、研究期間1年目の年度末までに研究進捗状況報告書(様式3)を作成し提出する。報告書(様式3)は学会ホームページからダウンロードして作成する。

11. 研究終了の報告

研究代表者は、研究期間終了後3ヶ月以内に研究成果報告書(様式4)を提出する。報告書(様式4)は学会ホームページからダウンロードして作成する。報告書はメール添付で、領収書は原本を郵送で学会宛に送付する。

12. 研究成果の公表

研究結果は、研究期間終了後に開催される日本看護倫理学会年次大会での口頭発表での公表が求められる。なお、研究結果の公表に際しては、日本看護倫理学会による研究助成である旨を明記すること。

13. 助成金の返却

研究終了時に使い残した助成金がある場合は、学会宛に返金する。また、研究代表者が研究助成期間中に本学会会員でなくなった場合は、助成金の全額返却を求める。

令和 7 年 4 月

日本看護倫理学会 学術活動推進委員会